

安曇野市告示第 号

安曇野市養育支援訪問事業実施要綱を次のように定める。

平成 年 月 日

安曇野市長 宮澤 宗弘

### 安曇野市養育支援訪問事業実施要綱

#### (目的)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）に定める養育支援訪問事業として、市が行う安曇野市養育支援訪問事業（以下「本事業」という。）の実施について必要な事項を定めることにより、養育支援が特に必要であると判断した家庭（以下「対象家庭」という。）に対して、訪問を実施し、養育に関する指導や助言、具体的な援助を行い、対象家庭の適切な養育の実施を確保することを目的とする。

#### (対象家庭)

第2条 本事業の対象家庭は、市内に居住し、次の各号のいずれかに該当する家庭とする。

- (1) 出産後間もない時期（おおむね1年程度）の養育者が、育児ストレス、産後うつ状態及び育児ノイローゼ等の問題によって、子育てに対して不安、孤立感等を抱える家庭又は虐待のおそれやそのリスクを抱える家庭。
- (2) 若年の妊婦及び妊婦健康診査未受診や望まない妊娠等の妊娠期からの継続的な支援を必要とする家庭。
- (3) 児童の心身の発達が正常範囲になく、又は出生の状況等から心身の正常な発達に関して諸問題を有しており、将来的に精神、運動及び発達面等において障害を招来するおそれのある児童のいる家庭。
- (4) 食事、衣類及び生活環境等について不適切な養育状態にある家庭等、虐待のおそれやそのリスクを抱え、特に支援が必要と認める家庭。
- (5) 児童養護施設等の退所後又は里親養育終了後に、家庭復帰のためのアフターケアが必要な家庭。
- (6) その他、市長が特に必要と認める家庭。

#### (支援の内容)

第3条 この事業の支援の内容は、次に掲げるもののうち、市長が必要と認めるものとする。

- (1) 育児・家事援助
- (2) 専門的相談支援
- (3)

(中核機関)

第4条 本事業の中核となる機関（以下「中核機関」という。）は、本事業による支援内容、目標等（以下「支援計画」という。）の立案及び支援の進行管理並びに当該事業の対象家庭に対する他の支援との連絡調整を行う。

2 中核機関は、要保護児童対策地域協議会とする。

3 中核機関は、事業の実施にあたっては対象者の状況により、母子保健、福祉担当部課および関係機関との連絡連携に努め、必要に応じて個別ケース検討会議を開催するものとする。

(支援者)

第5条 養育支援を行う者（以下「支援者」という。）は、育児・家事援助については、子育て経験者、ヘルパー等が実施することとし、専門的相談支援は、保健師、助産師、看護師、保育士、児童相談員が実施することとする。

2 支援者は、中核機関が立案した支援計画に沿って訪問支援を実施するものとする。

(支援の決定)

第6条 中核機関は、乳児家庭全戸訪問事業の実施結果や母子保健事業等、保健医療の連携体制に基づく情報提供及び関係機関からの連絡、通告及び本人からの申出等により第2条に規定する支援の対象家庭を決定するものとする。

2 事業を利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、安曇野市養育支援訪問事業利用申請書（同意書）（様式第1号）を市長に提出するものとする。

3 市長は、第6条第2項に規定する申請書の提出があった場合において、支援の可否を決定し、安曇野市養育支援訪問事業利用決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

(支援内容の変更)

第7条 前条の規定により決定を受けた支援内容の変更を受けようとする者は、安曇野市養育支援訪問事業変更申請書（様式第3号）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の申請書の提出を受けたときは、支援内容の変更の可否を決定し、その結果を安曇野市養育支援訪問事業利用変更通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

(支援の廃止（停止）)

第8条 市長は、事業の利用の決定を受けた者（以下「利用者」という。）が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、支援を廃止（停止）するものとする。

(1) 第2条に規定する要件に該当しなくなったとき。

(2) 安曇野市養育支援訪問事業派遣廃止（停止）届（様式第5号）による廃止（停止）の申出があったとき。

(3) 虚偽の申請によって支援を受けたとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が取り消すことが適当と認めるとき。

2 市長は、前項の規定により支援を取り消したときは、安曇野市養育支援訪問事業廃止（停止）通知書（様式第6号）により、利用者に通知するものとする。

(利用者負担)

第9条 本事業に係わる利用者負担は、無料とする。

(秘密の保持)

第10条 第5条に規定する支援者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後においても同様とする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。